

令和3年3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和3年3月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階大会議室

2 開会日時 令和3年3月10日(水)午後3時00分

3 閉会日時 令和3年3月10日(水)午後3時55分

4 出席委員(14名)

1番 松嶋清治 委員	2番 沖澤 勝 委員
3番 砂渡精一 委員	4番 坂岡正晴 委員
5番 沖沢恵美子 委員	6番 母良田 昭 委員
7番 目時隆幸 委員	8番 金 洸 亘 委員
9番 金沢幸弘 委員	10番 斎藤 正 委員
11番 新山秀男 委員	12番 下田利昭 委員
14番 四木俊一 委員	15番 田中 誠 委員

5 欠席委員(1名)

13番 田中裕紀 委員

6 会議に付した案件

町議案

報告第33号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第35号 農地の転用事実に関する照会について

報告第36号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について

議案第34号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第35号 六戸町農用地利用集積計画(案)について

議案第36号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第37号 特定農地貸付け承認について

県議案

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

7 会議録署名委員

3番 砂渡精一 委員 4番 坂岡正晴 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 高橋宏典 事務局次長 鈴木博文

事務局主査 川村徹朗

9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和3年2月26日告示招集いたしました令和3年3月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議 長 出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

只今より、令和3年2月26日告示招集されました令和3年3月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、13番 田中 裕紀 委員です。

議 長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

3番 砂渡 精一 委員と4番 坂岡 正晴 委員を指名します。

参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第34号で私が該当しますので、議案審議前に退席することになります。
なお、議案第34号については松嶋職務代理者が議長として会議の進行を行います。
議案第35号で、14番 四木 俊一 委員が該当しますので退席します。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第33号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第33号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

6番 土地の利用状況について、自ら耕作と自己管理の違いは何ですか。
母良田委員

川村主査 自ら耕作とは、権利取得者本人が作物を付けて耕作する場合を言い、自己管理とは、作物を作付けはしないが、耕起・草刈り等の農地管理を行うという意味です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第33号を報告済みといたします。

次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第34号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第34号を報告済みといたします。

次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第35号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第35号を報告済みといたします。

報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第36号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第36号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(沖澤委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第34号を上程する前に、私が会議規則第11条に抵触しますので退席し、職務代理者が議長を務めます。

(田中会長退席)

職務代理 次に、議案第34号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第34号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。
(説明省略)

職務代理 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第34号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。
よって議案第34号は承認することに決定いたしました。

議案第34号の審議が終了しましたので、田中会長の入室を求めます。

(田中会長入室)

議長 議案第35号を上程する前に、14番 四木 俊一 委員が会議規則第11条に抵触しますので、退席します。

(四木委員退席)

次に、議案第35号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第35号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画

(案)を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。

(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は承認することに決定いたしました。

議案第35号の審議が終了しましたので、14番 四木 俊一 委員の入室を求めます。

(四木委員入室)

次に、議案第36号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第36号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」ご説明いたします。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から
別紙のとおり依頼があったので、意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第36号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第36号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第37号「特定農地貸付け承認について」
六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特
定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づ
き、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるもので
あります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第37号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第37号は承認することに決定いたしました。

次に、県議案第6号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

6番 母良田委員 申請のあった2件とも農振農用地区域外ということですが、農振農用地区域外であれば転用は出来るということですか。

川村主査 農振農用地区域外であれば、農地転用が出来る可能性があります。さらに第1種農地、第2種農地、第3種農地の3つに分類されます。今回の案件は、都市計画の区域内に該当しているため第3種農地に分類されるのですが、第3種農地は農地転用許可可能な農地です。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより県議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会3月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時55分 】